

事業計画書
(令和6年度)

社会福祉法人 聖静学園

— 目 次 —

理念	1
施設の運営	1
事業の展開	1
事業計画骨子	2
重点項目	3
1. 法人本部	
(1) はじめに	5
(2) 事業計画	
① 「障害者総合支援法の改正」にともなう 「報酬等の見直し」などに対する適用と適応	5
② 障害者支援施設「石山センター」の建替の実現と それに向けた準備	6
③ 将来を踏まえた法人財政健全化への着手	6
④ 本法人及び各事業所で運用されている 各種規程及び規定、規則などの各種適応状態の見直しの継続	7
⑤ 中長期視野に立った人事施策への着手	7
⑥ 各拠点事業における自立支援給付等に関する 業務の適正な執行の確保	7
⑦ 法人全体としての権利擁護・虐待防止に向けた取り組みの推進	8
⑧ 自然災害や感染症のまん延に対する 業務継続計画（BCP）の検証・見直し	8
⑨ 新型コロナウイルス感染症対策の継続と 新しい生活様式やサービスに向けた各事業における推進	8
2. 障害者支援施設 「石山センター」	
(1) はじめに	9
(2) 事業	9
(3) 事業計画	
① 新型コロナウイルスを含む感染症対策と持続可能な支援体制構築	9
② 感染症対策とこれからの社会参加について	10
③ 高齢化対応と医療等専門職（機関）との連携について	10
④ 支援員の専門性の向上と権利擁護について	10
⑤ サービスの質の向上に向けた取り組みについて	11

⑥ 短期入所事業の再開について	11
⑦ 石山センター建て替えに向けた準備について	11
3 生活介護事業所 「いしやま」	
(1) はじめに	12
(2) 事業	12
(3) 事業計画	
① 感染症予防	12
② ウィズコロナ	13
③ 職員育成、職員間の連携強化	13
④ 権利擁護と虐待防止	14
⑤ 個別支援計画	14
⑥ サービス評価の結果を踏まえた活動の組み立て	14
⑦ 安定的な財源の確保	15
4. グループホーム 「るあーな」	
(1) はじめに	16
(2) 事業	16
(3) 事業計画	
① 感染症予防	16
② ウィズコロナ	17
③ 高齢化対策	17
④ 健康対策	17
⑤ 余暇支援	18
⑥ 権利擁護と虐待防止	18
⑦ 個別支援計画	19
⑧ サービス評価	19
⑨ 短期入所事業の実施	19
⑩ 重度障害者支援体制加算の取得	20
5. 居宅介護事業所 「フルネス」	
(1) はじめに	21
(2) 事業	21
(3) 事業計画	
① 年度当初の休業の継続	21
② 休業中における代替サービスの提供への他部署との連携	22

令和6年度 社会福祉法人 聖静学園 事業計画

理念

社会福祉法人聖静学園は、初代理事長の故芝木マサの長きにわたる幼稚園における統合保育、障がい児療育の実践の延長線上にあります。開設当時、大人になった自閉症児の行く末を案じ、芝木マサが私財を投じ当施設が開設に至りました。芝木マサの「保育を受ける権利は統べての子供に対し平等である」という教育理念のもと、「統べての障がい児・者に平等に療育を」という設立の精神のもと、「一人ひとりの違いを受け入れ、認め合い、仲間と共に成長する」ことを目指してまいりました。

私たちはその理念を受け継ぎ、利用者一人ひとりの社会人としての尊厳の保持と発達の保障を基本として、利用者が仲間と共に地域で安心して、安定して、安全に、健康に、豊かな生活を送れるように、また、社会参加ができるように、利用者主体のサービスの提供に努力します。

施設の運営

- ①障害者支援施設「石山センター」
施設入所支援（定員 30 名／現員 30 名）
生活介護（定員 30 名／現員 29 名）

事業の展開

- ① 生活介護事業 生活介護事業所「いしやま」（定員 38 名／現員 43 名）
- ② 共同生活援助事業 グループホーム「るあーな」（定員 7 名／現員 7 名）
短期入所（定員 1 名）
- ③ 居宅介護事業 居宅介護事業所「フルネス」（利用者 32 名）
移動支援・行動援護
- ④ 短期入所事業 障害者支援施設「石山センター」（空床型 定員 2 名）
グループホーム「るあーな」（併設型 定員 1 名）

事業計画骨子

まず、一点目として、令和6年度も市中の新型コロナウイルス感染状況を睨みながら、「さっぽろ障がい者プラン 2024」における各計画ならびに「障害者の地域生活」「障害者および障害児への社会的ニーズに対する細かな対応」そして「持続可能かつ質の高い障害福祉サービス等の実現」という3つの柱で構成されている「障害者総合支援法の改正」、その実現のための「報酬等の見直し」など、本法人を取り巻く動向を的確にとらえ、これらに対して適用また適応するとともに、これまでの事業・サービスの充実を図るとともに、次代を見据え、ニーズに応える運営に取り組んでいきます。

二点目として、令和6年度の最重点課題として、障害者支援施設「石山センター」の建替（移転新築）の実現を継続して目指します。また、新しい施設へのソフトランディングに向けて、新しい施設での生活における体制作りを早期に構築し、そのために必要な準備に努めます。

三点目として、近年のコロナ禍における数度のクラスターの発生による収入減と支出増により本法人は財政悪化を招いています。今後も新たなウイルスによってパンデミック（世界的大流行）が起こるリスクは十分にあります。このような社会情勢を踏まえ、石山センター建替えの実現また借入金の償還を含めた将来に渡る法人運営の安定また発展のために、現在の財務状況に対する危機感を全職員で共有し、財政健全化に向けて覚悟を持って取り組むことが必要と考えています。

四点目として、昨今の社会経済情勢を踏まえた法人における規律の強化が求められています。引き続き、本法人及び各事業所で運用されている各種規程及び規定、規則などが、現在の法律また現状の環境等に適応しているか、また、本法人及び各事業所経営や運営状況に則しているかを精査し、優先順位による見直しを継続して行きます。

五点目として、近年、求人難による人材確保とその育成、資質及び専門性の向上への取り組みが法人としての責務となっています。人材育成は待ったなしです。離職率を下げることで新人獲得にもつながります。離職率を下げるための取組は、働きやすさはもちろんのこと、将来のキャリアを描けるかという点、キャリアアップの仕組みづくりが重要であると考えます。さらに、2040年問題に対しても強い危機感を持ち、今から対応を考えて行かなければなりません。

六点目として、利用者に対する支援の質の向上を図る上でも、各拠点事業における自立支援給付等に関する業務の適正な執行の確保に努めます。特に、個別支援計画は支援の根幹であることから、個別支援計画を形骸化することなく、実態を伴う計画を作成し、支援は個別支援計画に基づいて提供するためにも、改めて、各拠点事業における個別支援計画作成手順や記載内容等の見直しとバージョンアップに取り組んでいきます。

七点目として、障害のある方々の権利を尊重し続け、擁護し続けることを、労働観・職業観の基本としていくことが求められます。権利擁護・虐待防止に対して重要な面であると考えています。年々、虐待が認められた事業所数・障害者数が増加しています。これは職員個人の資質を問題視して再発防止策をとるばかりではなく、閉鎖性の高い施設の構造的な要因にも目をむけなければならないと考えます。虐待防止委員会また部会が中心となり計画的に具体的な取り組みを推進して行きます。同時に、近い将来、第三者評価等の外部の目の導入を視野に入れなければならないと考えます。

八点目として、障害者施設・事業所においては、地震や風水害などの自然災害時や新型コロナウイルスなど感染症のまん延下にあっても、入所者や利用者への障害福祉サービス事業を継続して提供していく必要があります。そのためには、業務の継続に必要な計画（BCP）をあらかじめ定めておくことが、令和6年度より義務化されます。既に、本法人施設・事業所において策定済みですが、必要なのは、文書作成が目的の計画策定から訓練による行動力強化とそこから課題を抽出し改善に取り組み、より実効性をともなう内容にバージョンアップして行かなければならないと考えています。

最後、九点目として、本法人の利用者の多くは重度者であり、基礎疾患があります。特に、障害者支援施設「石山センター」およびグループホーム「るあーな」は生活の場であり、高齢化が進んでいます。このように、感染による重症化リスクが高い方が対象となっており、彼らの生命を守る為には、現在取り組んでいる新型コロナウイルス感染症対策の基本的な部分は、引き続きを継続して行かなければならないと考えています。同時に、世の中がウィズコロナ時代に向けてシフトしていることを踏まえ、あくまでも利用者の立場から、新しい生活様式やサービスに向け、各事業において推進して行きます。

以上、事業計画骨子を踏まえ、以下を令和6年度の取り組みの重点項目とします。

重点項目

- 1) 「障害者総合支援法の改正」にともなう「報酬等の見直し」などに対する適用と適応
- 2) 障害者支援施設「石山センター」の建替の実現とそれに向けた準備
- 3) 将来に向けた法人財政健全化への着手
- 4) 本法人及び各事業所で運用されている各種規程及び規定、規則などの各種適応状態の見直しの継続

- 5) 中長期視野に立った人事施策への着手
- 6) 各拠点事業における自立支援給付等に関する業務の適正な執行の確保
- 7) 法人全体としての権利擁護・虐待防止に向けた取り組みの推進
- 8) 自然災害や感染症のまん延に対する業務継続計画（BCP）の実効性をともなう内容へのバージョンアップ
- 9) 新型コロナウイルス感染症対策の継続と新しい生活様式やサービスに向けた各事業における推進

1. 法人本部

(1) はじめに

終わりの見えない「物価高騰」と危険水域といえる「職員不足」問題を抱えている我々福祉現場において、令和6年度の介護・医療・障害福祉のトリプル改定に対する適用と適応が求められています。法人として、将来を見据えた円滑な事業承継のために、大局観を見失わないためにも、あらためて、各自が仕事で携わっている現場に立ち返り、現場（事実）をこの目で見て、肌で感じ取ることが必要だと考えています。近年は情報化が進んでいる中で、状況を判断するためのさまざまな材料を自分の目や耳から吸収することが非常に重要ではないかと考えています。現在休止している居宅介護事業所を、本年度上半期には事業承継可否の結論を出さなければならないと考えています。これはまさに、利用者またその家族に対してばかりではなく、法人にとって最善の道は何なのか、という問いに愚直に向き合うことが必要だと考えています。将来を見据えた財政健全化に向けた取り組みにおいて、様々な形で痛みを伴うことを覚悟していますが、石山センターの建替えの実現のため、また、職員の雇用を維持する守るためには、法人として覚悟を持って取り組まなければならない課題であると考えています。本年度の各重点項目に対しては、着眼大局、着手小局の姿勢で、実践に取り組むことが重要であると考えています。

(2) 事業計画

①「障害者総合支援法の改正」にともなう「報酬等の見直し」などに対する適用と適応

報酬等の見直しに関しては、事業活動収入に直結し、特に、加算については取得による収入増と同時に職員の配置等にもともなう人件費にも影響してきます。しかしながら、取得できる加算は積極的に算定していきます。処遇改善加算の一本化については、移行の手続きを慎重に進めていきたいと考えています。特に、生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直しにおいて、サービス提供時間ごとの基本報酬が設定され、基本報酬区分の見直しへの適応が求められます。生活介護事業所「いしやま」においては、現在のサービス提供時間の見直しとそれにもともなう職員の勤務時間等の見直しが必要となっています。また、個別支援計画および虐待防止、身体拘束等の適正化、自然災害や感染症発生時の業務継続計画（BCP）、感染症の予防及び蔓延防止などの策定と委員会の開催、研修や訓練（シュミレーション）の実施などへの適応が求められています。年間計画に基づく、確実な実施が必要となっています。

② 障害者支援施設「石山センター」の建替の実現とそれに向けた準備

新型コロナウイルスや補助金、建築資金、借入、建築関連状況等の影響を受け、紆余曲折を経て、時間を要しましたが建替えの実現に近づいています。やっと、利用者また職員、多くの家族（保護者）の期待（願い）と協力に応えることができます。今後も実現に向け求められる対応については、法人としてガバナンス（透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定）とコンプライアンス（法令遵守とその体制）をしっかりと確保し、引き続き、理事会のワーキンググループが中心となり、支援現場の声を尊重し、最終的には理事会の意思決定のもとに進めていきます。同時に、新しい施設へのソフトランディングに向け、早期に体制等の準備に着手します。特に職員関係の課題に対しては、ICT（情報通信技術）等の有効活用（導入）が必須となってくるものと考えています。

③ 将来に向けた法人財政健全化への着手

法人として、法人の未来に対して責任を持って考え、そして意思決定を果たして行かなければならない立場にあります。まずは「石山センター」建替えを実現させ、同時に借入金の償還を含めた将来に渡る法人運営の安定また発展のために、近年の財務状況に対し危機感を持ち、それを職員と共有し、覚悟を持って対応することが必要と考えています。さらに 2040 年問題に対しては強い危機感を持ち、今から対応を考えて行かなければならないと思っています。特に人件費の見直しに努めることが、本法人の財政健全化、将来に対して非常に重要だと考えています。法人全体としても経営的に発展するためには、世間の動向を踏まえながら各種人事施策を整え、ブラッシュアップを繰り返していく必要があります、一般的に福祉業界では人件費比率 70%がデッドラインと言われるなか、本法人における近年の 80%アッパーの高い人件費比率の状況を踏まえ、また将来の安定的な法人運営を目指し、現在の公務員準拠型の給与規程の見直し、給与制度全体の抜本的な見直しに早急に着手することが次世代に向けて必要であると考えています。特に、給与制度の改定にあたっては、抜本的な改善には時間と専門性等を必要とすることから、まずは、今から手を付けなければならない、今できる人件費に対する対応策を、法人として職員に対ししっかりと説明責任を果たした上で実施して行きたいと考えています。

同時に、事業費の収支バランスを多方面から見直して行かなければならないと考えており、特に物価高騰に対しては諸経費の削減・節減を法人全体で取り組んでいきます。また、コロナ禍における減収に対しては、法人が主体となった事業収入の増益への取り組み、特に障害者支援施設「石山センター」および生活介護事業所「いしやま」、グループホーム「るあーな」における安定的な重度障害者支援加算の取得の維持と障害者支援施設「石山センター」およびグループホーム「るあーな」における短期入所の稼働率の向上と生活介護事業所「いしやま」における利用者増また利用日数増に向けて、計画的また戦略的に取り

組んで行く必要があります。特に重度障害者支援加算に対しては、職員の環境整備、短期入所に対しては計画的な利用、利用者増また利用日数増に対しては魅力のあるサービスの提供に努めることをポイントとした取り組みを、法人が主体となって進めることが必要であると考えます。

④ 本法人及び各事業所で運用されている各種規程及び規定、規則などの各種適応状態の見直しの継続

最優先課題として、本法人の就業規則の見直しを専門家（社会保険労務士）の力を借りて実現します。見直し後には、全職員に対しその内容を公開します。また、総務課における経理業務と庶務業務に関する業務分掌及び業務分担の再編に、引き続き取り組んでいきます。

⑤ 中長期視野に立った人事施策への着手

総合的な人事管理においては、職種また役職等による職務に対する基準、その他人事基準（採用、配置、異動、昇進、昇格に関する基準）を明確に定め、一定の人事基準に基づき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価するなどの仕組みが一体的に運営することが適切であると考えます。また、職員等が、自らの将来を描くことができるようなキャリアパスの仕組みづくりも重要であると考えます。まずは、これらの仕組みを整理し、中長期的視野に立ち整理して行くことに着手します。短期的視野では、継続した求人難は続きますが、法人として現状の人件費を考えると、求人コストを見直す必要に迫られています。まずは、介護や保育の専門学校の新卒者をターゲットとし、これを外れた期間においては、人員配置基準や各種加算を維持するためにも、無資格・未経験・高齢者等を対象とすることも視野に入れなければならないと考えています。そういった点においても、職員の育成が非常に重要になると同時に、権利擁護・虐待防止の為に資質及び専門性の向上への取り組みが重要となってきます。また、セルフチェックの機会を設け、結果に対しメンタルヘルスサポートやスーパーバイズなどきめの細かい取り組みを進めることが重要となってきます。まさに、法人を上げて、職員の育成、資質及び専門性の向上への取り組みを推進し、現場と共に「人づくり」に取り組むことが急務であると考えています。

⑥ 各拠点事業における自立支援給付等に関する業務の適正な執行の確保

利用者に対する支援の質の向上を図る上でも、自立支援給付等に関する業務の適正な執行の確保に努めていきます。

特に、個別支援計画は支援の根幹であることから、個別支援計画を形骸化することなく、実態を伴う計画を作成し、支援は個別支援計画に基づいて提供するためにも、改めて、各拠点事業において、個別支援計画における利用者本人

の参加や意思決定支援に基づく作成やそれにとまなう作成手順や記載内容等の見直しに取り組んでいきます。

⑦ 法人全体としての権利擁護・虐待防止に向けた取り組みの推進

虐待防止は、法人が責任を持って、法人全体で取り組むべき重要な課題であると考えます。虐待防止を徹底し、虐待の根絶に向けて、覚悟を持って取り組みを進めて行かなければならないと考えています。利用者の権利擁護と虐待防止の取組については、虐待防止委員会とその部会が中心となり、法人レベルですべきこと、施設事業所がすべきこと、支援レベルですべきこと、職員個人がすべきことへの具体的な取り組みを、計画的に推進して行きます。特に、セルフチェックの定期的な実施を徹底して行きます。本年度は改めて原点に戻り、法人全体で職員の言葉遣いや呼称の徹底を図ることが重要であると考えます。

⑧ 自然災害や感染症のまん延に対する業務継続計画（BCP）の検証・見直し

先ず、研修や訓練の確実な実施に努めます。次に、これらを通して内容等を検証し、課題を抽出し、見直しに努め、より実効性のある内容にバージョンアップして行きます。

⑨ 新型コロナウイルス感染症対策の継続と新しい生活様式やサービスに向けた各事業における推進

本法人施設・事業所の環境や利用者を考えると感染拡大の要因が多く見られます。このような利用者の生命を守る為に、引き続き感染症対策委員会が中心となり、基本的な新型コロナウイルス感染症対策を継続し、同時に、法人ガイドラインを見直し、現況に応じたきめ細かな対応を実施して行きます。また、世の中がウィズコロナ時代に向けてシフトしていることを踏まえ、あくまでも利用者の立場から、新しい生活様式の確立やサービスの提供に向け、法人として対応の方向性を示し、実践につなげて行きます。

2. 障害者支援施設 「石山センター」

(1) はじめに

障がいのある利用者さんたちが安心して日常生活を送り、社会参加をすることができるよう、日中・夜間を通して支えていきます。また、利用者さんの気持ちを大切にし、思いを汲み取りながら支援していきます。

施設入所支援・生活介護においては、利用者さん個々の特性に配慮し、食事、排泄、睡眠、入浴等が適切に提供・維持できること、健康・栄養管理、衛生面の支援等においても、看護師・栄養士等専門職と連携を図りながら行っていきます。日中活動においては、健康維持活動、創作的活動、一部においては生産活動、季節に応じた行事、その他イベントの参加、外出等の機会を提供し、心の豊かさも大切にしていきます。

短期入所においては、主に、いしやまに通所される利用者さん・ご家族の多様なニーズに対応していきます。

(2) 事業

① 入所支援

障害者支援施設「石山センター」

施設入所支援 定員 30 名／現員 30 名 (R6.4.1 現在)

生活介護 定員 30 名／現員 29 名 (R6.4.1 現在)

② 在宅支援

短期入所事業 障害者支援施設「石山センター」

定員 2 名 (R6.4.1 現在)

(3) 事業計画

① 新型コロナウイルスを含む感染症対策と、持続可能な支援体制の構築

新型コロナウイルスに限らず、感染症の予防と拡大防止対策は勿論のこと、万一拡大した場合など、変局時においても安定的に支援体制を維持していけるよう、これまでの感染症発生時の現場対応のノウハウを生かしながら BCP の整備に着手しました。今後、その時々々の感染症に対する医学的知見や、行政からの指導内容に基づき、現場の力で対応可能な形で、既存の BCP の見直しを行い、完成度を上げていきます。利用者さんの健康を守ることを基本とし、利用者さんを直接支える支援職員においては、自分の身を守ることも含め、全員

等しく感染症予防と拡大防止の術を身に付け、繰り返し指導及び研修などで訓練し続けることが重要であると考えています。また、職員の体調不安に対しての相談や業務内容の配慮も継続して行い、施設内にウイルスを持ち込まないよう対応を継続します。

② 感染症対策とこれからの社会参加について

感染症の流行により、高い感染リスクが考えられる状況においては、その時々にて勘案して、安全な方法で行事や予定を実施できるよう検討します。コロナ禍となった令和2年度より行事や予定を中止としたことや、内容を縮小して実施、ご家族参加の行事も中止としてきたため、令和6年度は以前の様にご家族の参加をいただくことも視野に入れて考えていきます。帰省・日帰り外出についても、現在は制限なくご案内させていただいておりますが、施設内で感染症が発生した際は、直近で帰省を予定されているご家族に状況をお知らせすることで、ご家族の健康面の安全の確保と、安心に繋げていきます。

③ 高齢化対応と医療等専門職（機関）との連携について

60歳代を迎える方が毎年数名ずつおられる中、健康維持と疾病の早期発見及び受診について、年々対策が重要となっております。まず、日々の生活の中で、健康維持に繋がる体操や歩行、機器を使用した運動など、個々の障がいの重さに対応できる形で提供を続けていきます。支援の際は、食事時は誤嚥、入浴時はヒートショック、歩行移動時は腰痛、膝・股関節異常による転倒・怪我が懸念されますので、危険場面での見守りと環境調整を行います。尚、ご家族に対しては、利用者さんの身体変化についての的確にお伝えし、安心して現状を受け入れられるよう、今後も密接に、丁寧に対応していきます。また、軽微な症状であっても見逃さず、看護師による確認を行い、必要な診察を受けられるようにしていきます。受診、検査、処置・手術、入院となった場合、利用者さんによっては強い拒否や、対応が難しいことがあります。更に、医療機関側の受け入れ先を確保することが課題となっております。

④ 支援員の専門性の向上と権利擁護について

福祉施設職員としての専門性を高めるためには自己学習が欠かせませんが、内・外研修、フォローアップ、スーパーバイズにおいて、支援員個々のレベルアップ（一定以上の知識と総合的な支援力を身に付ける）を目指します。昨今重要とする権利擁護についても、今後も繰り返しと積み重ねにより学びを定着させられること、お互いの支援を確認し合えることを大切にしていきます。また、虐待防止委員会の入所部会として、日々の支援の在り方を見直すためにチェックリストを継続して定期的に取り組み、結果を評価分析し、改善点を支援現場に落とし込んで実際に生かされるよう取り組んでいきます。

⑤ サービスの質の向上に向けた取り組みについて

利用者さんの希望する生活の実現に向け、アセスメントを適切に行うこと、ご家族も含めご意見を伺いながら正確な内容で個別支援計画が作成されているか、満足度の高いサービスの提供ができているか、丁寧に確認しながら取り組んでいきます。

⑥ 短期入所事業の再開について

新型コロナウイルス感染症のまん延を懸念し、長らく短期入所の受け入れを制限しておりましたが、令和6年2月より受け入れを再開しております。今後も、感染症に関する見識に基づいて、可能な限り利用される方のニーズを満たせるようにしていきます。

⑦ 石山センター建て替えに向けた準備について

令和6年度は、建て替え後の利用者さんの生活をイメージしながら、動線や仕様など実際に即した形で建物の中身を検討する段階となります。利用者さんが生活しやすく、支援を受けやすいことと、安全面（避難動線、感染症対策、防犯）を重視しながら、ご家族の安心も得られるような空間を作っていきたいと思います。また、建て替え後は支援員がユニットごとに勤務する形となることを想定し、必要な人員の確保と、支援体制を整備していきます。

3 生活介護事業所 「いしやま」

(1) はじめに

生活介護事業所「いしやま」の利用者さんの多くは、本法人の短期入所、居宅介護、共同生活援助などのサービスを組み合わせて利用しており、本法人地域支援課作成のサービス利用計画書に基づき、包括的にサービスをマネジメントし提供されています。特に、地域で生活している重度者に対しては非常に有効的な強みであり、当該事業所におけるサービスの充実とともに、今後もこれを最大限に活かしていきます。

新型コロナウイルス対策については5類に移行しましたが、十分な感染防止対策は引き続き行ったうえで、利用者さんに対して必要な各種サービスを継続的に提供することが重要で、利用者さんが安心して活動できるとともに職員が安心して働ける環境を整えていきます。そのためには、事業所内に「ウイルスを持ち込まない」「拡げない」取組みが重要であります。一方で、「新しい活動スタイル」にともなうサービスの確立に引き続き取り組んでいきます。

令和6年2月より入所施設における短期入所の利用受け入れ再開並びに法人グループホームでの短期入所の新設を行いました。レスパイトとして、体験の場として活用していただけるよう努めます。その他、引き続き時間外利用の実施も行います。居宅介護事業所のサービスは引き続き休止となりますので、通所やグループホームにおける代替サービスの実施に取り組んでいきます。

安定的な財源確保のため、1日の平均利用が38名に近づくよう取り組むとともに、令和5年度に開始した重度障害者支援体制加算の安定的取得に努めます。

(2) 事業

生活介護事業 生活介護事業所「いしやま」

定員 38名／現員 42名（前年度比－1名）（R6.4.1 現在）

(3) 事業計画

① 感染症予防

新型コロナへの考えが変わりつつある状況ではありますが、事業所内にウイルスを持ち込まない、感染を拡大させない考えは持ち続けなければならないと考えます。その上で、陽性者が発生した際も地域生活を維持するためには事業

所を継続開所することが重要となるため以下の対応をとります。

A 継続的な体調チェック

通所前検温の継続、通所中検温の継続、体調不良者の迅速な報告依頼

B 環境整備の徹底

アルコール消毒の徹底、通所後清掃の徹底、換気の励行

C 陽性者が発生した場合の迅速な対応と切離し

陽性となった場合の休み依頼と体調観察依頼、利用者さん対応時の感染対策強化

② ウィズコロナ

感染症予防を行った上で、できる活動を模索し、利用できる社会資源を活用する視点をこれまで以上に持つことが重要と考えます。それが、利用者さんの満足度を向上させることに繋がりますので、そのために重要となる視点を以下に示します。

A 感染リスクが低い場면을スタッフ間で共有する

昨年度に引き続き、感染リスクを考慮した上でできる活動を整理します。

B 社会資源利用に際し、徹底した事前調査を行います。

活動する際は、混雑状況等を事前に把握し、最大限感染リスクを減らすことのできる時間帯を考慮し、社会資源利用に繋がります。

③ 職員育成、職員間の連携強化

安定した支援を行うにあたり、職員の安定的な確保と支援技術向上、連携強化が重要と考えます。そのために重要となる事柄を以下に示します。

A メンタルヘルスチェック

特に新任職員に対しては定期的にフォローアップ研修を実施し、タイムリーに困りごとや悩み事を吸い上げる仕組みを確立します。

B エルダーメンターの活用

新任職員に対し、年齢や環境が近い職員を1年間エルダーメンターとして配置することで、日々のサポートと精神面のフォローを行います。また、フォローアップ研修に際し、実施者への情報提供を行い、今後のサポートに生かす仕組みを確立します。

C 専門性の向上

外部研修や内部研修において、行動障がいを含む様々な障がいに対する理解を深め、より一人一人にあった支援を提供することに繋がります。

D ケース会議の活性化

毎日夕方に主たる職員が集まり、その日の振り返りや支援方法の確認を行い、支援の共通認識や職員間の連携の強化を図ります。また、必要に応じて、ケース会議を行い、早期対応に繋げる意識と仕組みを確立します。

④ 権利擁護と虐待防止

令和4年度より虐待防止委員会が立ち上がり、当事業所においても部会を持つこととなりました。昨年度はチェックリストを用い、権利擁護の意識を高めることに結びましたが、今年度もチェックリストから見える当事業所の課題を抽出、共有することで、職員の権利擁護意識の向上に努めることが必要でありと考え、特に重要と思われる事柄を以下に示します。

A 研修の実施

権利擁護研修等で、虐待とは何か、どのような行動が虐待にあたるのかを知識として、確認として学ぶ機会を持ちます。

B 定期的な権利擁護チェックリストの実施

定期的に自身の行動を振り返ることで、虐待防止の意識を高めます。

C チェックリストの分析を定期的に行う。

チェックリストを分析した結果、課題となる項目があれば、随時職員間で共有し、そして対応していきます。

⑤ 個別支援計画

個別支援計画を対面で行うことを再開しましたが、利用者さんの満足度、ストレングス視点を重視し作成することが重要であると考えます。また、対面で行うことのメリットを最大限に生かすために、具体的な重点項目を以下に示します。

A 満足度の項目の維持

サービスの質を高めるためには、ご家族に都度評価していただくことが必要と考えますので、遠慮なく記載して頂けるよう、アナウンスを繰り返し行います。また、やや満足、不満の項目について家族からの聞き取りにより改善につなげ、計画作成を行います。

B スtrenグス視点に立った計画を作成

利用者さんの好きなこと、得意なことに焦点を当て、その部分を伸ばせるような計画を改めて意識します。

C 利用者さんの意思を尊重した形での計画作成

利用者さんご本人と相談しながら計画することで、ご本人の意思が反映された計画書を作成することに繋がります。

⑥ サービス評価の結果を踏まえた活動の組み立て

個別支援計画を含む当事業所のサービス、職員の姿勢をご家族に評価していただくことで、今後の支援の見直しに繋がっていくことが、満足度を高める一つの手段であり、出てきた課題に対し真摯に向き合うことが重要と考え実施していきます。今年度は昨年度のサービス評価で、特に満足度の低かった以下の項目について重点的に取り組みます。

A 土曜日活動の活動内容

昨年度は「新しい生活スタイル」を意識しての活動が思うように進まず、内容に不満が残るとの回答が多くありました。改めて、感染リスクを考慮した上で外部の社会資源の活用に努めます。

B 日中活動の充実

作業活動以外にも多く取り組んできましたが、運動のニーズが非常に高い状況です。運動器具の有効活用その他、運動施設の活用を含め、取り組んでいきます。その他、個別支援計画での聞き取りにより各自のニーズに合わせた日中活動の組み立てをするとともに、行事等についても昨年度同様充実させていきたいと思えます。

⑦安定的な財源の確保

安定的な財源を確保するため、以下の項目について重点的に取り組みます。

A 利用率の向上

現在、定員38名に対し、契約利用者数は43名となっていますが1日の平均利用者数は35人程度となっています。これは、事業所を併用する方が増えていることが大きな原因ですが、結果的に定員を満たしていない状況となっています。今年度は特別支援学校、近隣の相談支援事業所を廻り、定員に空きがあることを周知、PRし、1日の平均利用者数を38名に近づけます。

B 重度障害者支援体制加算の継続取得

昨年度より重度障害者支援体制加算取得を開始。安定的に取得に向け、要件を満たすための行動援護従業者養成研修受講を進めましたが、今年度も同様に未受講者に対して受講の機会を確保し、安定的な取得のための準備を行います。

C サービス提供時間の延長とそれに伴う日中活動の充実

報酬改定において、これまでのサービス提供時間では、報酬減算が顕著であるため、サービス提供時間を1時間延長し、安定的な財源確保に努めます。また、1時間の提供時間の延長により、これまで時間的制約で不可能であった活動を実施することができますので、よりニーズに合った活動に繋げることができると思えます。

4. グループホーム 「るあーな」

(1) はじめに

グループホームは利用者さんが地域生活を継続する上で生活の場また活動の場、社会参加の場として欠かせないものであります。健康で豊かな生活（人生）を送れるように、また、安心して、安定して、安全に生活できるように、利用者主体のサービスの提供に努めます。

また、本体施設や各事業所と近い距離に位置し、いつでも必要な支援をタイムリーに提供し利用することができ、利用者及びその家族の安心につながっており、今後もこの利点を最大限に活かしていきます。

新型コロナウイルス対策が第5類に移行しましたが、十分な感染防止対策を前提として、利用者さんに対して必要な各種サービスを継続的に提供することが重要であります。引き続き新型コロナウイルス感染防止の徹底に努め、利用者さんが安心して生活できるとともに職員が安心して働ける環境を整えることが重要であります。ホームにおいて一番大事なのはホーム内に「ウイルスを持ち込まない」「拡げない」取組みであります。引き続き第5類移行後の「新しい生活スタイル」にともなうサービスの確立や新しい家族との交流の在り方に引き続き取り組んでいきます。また、事業として、グループホームでの短期入所事業を2月より開始します。地域で暮らす障がいがある方の緊急の受け入れや当法人利用者のレスパイト、将来に向けた体験の場として活用していただきます。そして、安定的な収入確保のため、職員配置を確保し、重度障害者体制加算の取得も行います。

(2) 事業

共同生活援助事業 グループホーム「るあーな」

定員7名／現員7名（R6.4.1現在）

(3) 事業計画

① 感染症予防

新型コロナが第5類に移行しましたが、事業所内にウイルスを持ち込まない、感染を拡大させない考えは持ち続けなければならないと考えます。その上で、陽性者が発生した際も感染を拡大させないために以下の対応をとります。

A 継続的な体調チェック

家族内、職場内の体調不良者の迅速な報告依頼、

B 環境整備の徹底

アルコール消毒の徹底、毎日の清掃の徹底（世話人と分担）、換気の励行

C 陽性者が発生した場合の迅速な対応

陽性者の隔離とゾーニング対応を速やかに行い、感染拡大防止に努めます。

② ウィズコロナ

感染症予防を行った上で、できる活動を模索し、利用できる社会資源を活用する視点をこれまで以上に持つことが重要と考えます。それが、利用者さんの満足度を向上させることに繋がると考え、そのために持つべき視点を以下に示します。

A 感染リスクが低い場면을スタッフ間で共有する

昨年度に引き続き、感染リスクを考慮した上でできる活動を整理します。

B 社会資源利用に際し、徹底した事前調査を行います。

活動する際は、混雑状況等を事前に把握し、最大限感染リスクを減らすことのできる時間帯を考慮し、社会資源利用に繋がります。

③ 高齢化対策

60歳を越える利用者1名と50歳代が増加する中、年齢を考えた支援が必要となります。そのために持つべき視点を以下に示します

A 身体機能を維持するための活動プログラムの作成

特に土日祝に行える活動を検討します。

B 認知機能を維持するための活動プログラムの作成

特に土日祝に行える活動を検討します。

C 家族の高齢化に合わせた通院サポート

家族も高齢となり、タイムリーな通院が実施できなくなることも予測されるため、事業所内で通院の仕組みを構築する準備を行います。

④ 健康対策

高齢化と併せて、生活習慣病に留意すべき時期にきており、以下の視点で支援を構築する必要があると考えます。

A 食事

これまでも、塩分控えめな食事提供を心掛けていますが、量も含め、体重や血液検査の結果に敏感になり、対応します。また、食材の硬さなど、年齢や口腔状況に応じた食事提供が必要になると思われ、栄養士のアドバイスをもらいながらメニューを組み立てることも視野に入れます。

B 運動

土日祝において、積極的に運動の機会を設けることを視野に入れます。精神面のリフレッシュだけでなく、身体機能の維持にもつながるため可能な限り実施します。

C 通院のタイムリーな実施

歯科を含め、定期的な通院をすることで、病気の早期発見、早期対応に繋げることが重要なため、体調観察を密に行い、タイムリーに通院できる環境を整えます。

⑤ 余暇支援

ご家族の高齢化が顕著になる中、帰省の回数が減少し、グループホームで過ごす時間も多くなり、特に土日祝の余暇支援が、生活の質、満足度を高めるためには重要となります。その際に必要となる項目を以下に示します。

A 支援スタッフ体制の有効活用

現在、土日祝に関しては、宿直スタッフ 1 名と日勤スタッフ 1 名を配置しています。外出を含めた余暇支援を計画的に行い、充実した生活を送っていただけるよう対応します。

B 利用者さんの希望にタイムリーに対応します。

希望が上がった事項に関してはすぐに計画、対応します。

C ストレングス視点を重視した観察

利用者さんの好きなこと、得意なことに視点を当て、日々観察を行い、余暇の取り組みに生かしていきます。

⑥ 権利擁護と虐待防止

令和 4 年度より虐待防止委員会が立ち上がり、当事業所においても部会を持つこととなりました。昨年度もチェックリストを用い、権利擁護の意識を高めることに繋がりましたが、今年度もチェックリストから見える当事業所の課題を抽出、共有することで、職員の権利擁護意識の向上に努めることが必要であると考え、以下に特に重要と思われる視点を示します。

A 研修の実施

権利擁護研修等で、虐待とは何か、どのような行動が虐待にあたるのかを知識として、確認として学ぶ機会を持ちます。

B 定期的な権利擁護チェックリストの実施

定期的に自身の行動を振り返ることで、虐待防止の意識を高めます。また、毎月のグループホームミーティングで職員の支援について職員、世話人の視点で不適切な支援がないか確認します。利用者さんからも同様に定期的に確認します。

C チェックリストの分析を定期的に行います。

チェックリストを分析した結果、課題となる項目があれば、随時職員間で共有し、そして対応していきます。

⑦ 個別支援計画

個別支援計画を対面で行うことを再開しましたが、利用者さんの満足度、ストレングス視点を重視し作成することが重要であると考えます。また、対面で行うことのメリットを最大限に生かすために、具体的な重点項目を以下に示します。

A 満足度の項目の維持

サービスの質を高めるためには、ご家族に都度評価していただくことが必要と考えますので、遠慮なく記載して頂けるよう、アナウンスを繰り返し行います。また、やや満足、不満の項目について家族からの聞き取りにより改善につなげ、計画作成を行います。

B スtrenグス視点に立った計画を作成

利用者さんの好きなこと、得意なことに焦点を当て、その部分を伸ばせるような計画を改めて意識します。

C 利用者さんの意思を尊重した形での計画作成

利用者さんご本人と相談しながら計画することで、ご本人の意思が反映された計画書を作成することに繋がります。

⑧ サービス評価

個別支援計画を含む当事業所のサービス、職員の姿勢をご家族に評価していただくことで、今後の支援の見直しに繋がっていくことが、満足度を高める一つの手段であり、出てきた課題に対し真摯に向き合うことが重要と考え実施していきます。

⑨ 短期入所事業の実施

当法人利用者を含め、地域で暮らす障がいがある方のサポートにおいて、短期入所は重要な事業です。本年2月より当グループホームにおいて、空き室を使用しての短期入所を開始しましたが、特に重要となる視点を以下に示します。

A 内部利用者のニーズの再把握

この3年間は新型コロナウイルス感染拡大防止のため短期入所事業を見合わせており、利用者さんの短期入所に対する利用法にも変化があります。個別支援計画の面談の際にニーズを再把握し、有効的に活用できるよう利用を調整します。

B 外部利用者の積極的な利用受け入れ

当法人利用者以外の地域で生活する障がいがある方においても、家族の病気や冠婚葬祭等での利用ニーズは非常に高く、日々受け入れ先を探す状況があります。当法人の社会的役割を踏まえ、積極的に受け入れを行います。当事業の情報については、近隣相談支援事業所への周知と「げんきサーチ」を活用します。

⑩ 重度障害者支援体制加算の取得

安定的な事業運営を踏まえ、1名の方に対し重度障害者支援体制加算を取得します。それに伴い、加算取得に必要な人員配置の加配を行います。

5. 居宅介護事業所 「フルネス」

(1) はじめに

現在、障害福祉サービスの行動援護と地域生活支援事業の移動支援を主に提供しています。利用者さんの多くは本法人の利用者（生活介護事業所「いしやま」・グループホーム「るあーな」）であります。

新型コロナウイルスの動向が読めない状況下において、フルネスの事業継続の可否の判断が求められる中、地域生活を維持し社会参加の上でも利用者およびその家族にとって貴重なサービスであり、高い期待があることが個別支援計画画面談において認識されているところです。

しかし、高いニーズは認められるものの、第5類移行後もコロナ罹患の不安から利用を控える方が多く、総合的に見て事業として安定した運営は困難であると判断し、令和5年度は休業を余儀なくされました。

令和6年度も9月までは休業を継続しますが、世の中がウィズコロナ（コロナウイルスが日常の中に存在しコロナウイルスと共存していくこと）にシフトしていることを踏まえて、来るべき事業・サービスの再開に向けて準備していきたいと考えています。

(2) 事業

居宅介護事業 居宅介護事業所「フルネス」

利用者 32名（前年比±0名）（R6.4.1現在）

障害福祉サービス 行動援護 利用者 20名（前年度比-2名）

地域生活支援事業 移動支援 利用者 10名（前年度比±0名）

(3) 事業計画

① 年度当初の休止の継続

新型コロナウイルス感染症に関して、第5類への移行がなされた中ではあります。今後の更なる変異株の発生にともなう感染状況拡大の可能性を否定できず、提供サービス（行動援護・移動支援）が社会・地域における活動と言う特徴を考えると、利用される方ならびにサービスを提供する方の安全を保障することは難しいと判断しています。同時に、サービスの提供また利用ニーズも市中感染状況に左右され、年間を通し安定的なサービスの維持と稼働は困難であり、専任スタッフの人件費コストなどにもなう事業における採算性を考え

ると現状での再開は難しいと判断していますので、令和6年度においても年度当初は休業を継続していきます。

② 休業中における代替サービスの提供への他部署との連携

コロナ禍が長期化する中、利用者さんのストレスやその家族の介護疲れなどがますます顕著となって現れてきています。令和6年度は引き続き、個々のニーズや課題の把握に努め、生活介護事業所「いしやま」及びグループホーム「るあーな」と連携し、代替サービスの提供を実施していきます。